

論文式試験問題集
[憲法・行政法]

[憲 法]

A県B市の中心部には、江戸時代に宿場町として栄え現在もその趣を濃厚に残しているC地区があり、B市の住民DらはC地区の歴史的な環境を維持し向上させるための運動を続けてきた。その結果、C地区の看板等の7割程度が街並み全体に違和感なく溶け込んだ江戸時代風のものとなっているが、Dらはそれでもまだ不十分だと考えている。他方、C地区の整備が進み多くの観光客が訪れるようになると、観光客を目当てにして、C地区の歴史・伝統とは無関係の各種のビラが路上で頻繁に配布されるようになり、Dらは、C地区の歴史的な環境が損なわれることを心配するようになった。そこで、DらはC地区の歴史的な環境を維持し向上させるための条例の制定をB市に要望した。この要望を受けて、B市は「B市歴史的環境保護条例」案をまとめた。

条例案では、市長は、学識経験者からなるB市歴史的環境保護審議会の意見を聴いた上で、歴史的な環境を維持し向上させていくために特に規制が必要な地区を「特別規制区域」に指定することができる（C地区を特別規制区域に指定することが想定されている）。そして、特別規制区域については、当該地区の歴史的な環境を維持し向上させていくという目的で、建造物の建築又は改築、営業活動及び表現活動などが制限されることになる。このうち表現活動に関わるものとしては、広告物掲示の原則禁止と路上での印刷物配布の原則禁止とがある。

まず第一に、特別規制区域に指定された日以降に、特別規制区域内で広告物（看板、立看板、ポスター等。表札など居住者の氏名を示すもので、規則で定める基準に適合するものを除く。）を新たに掲示することは禁止される（違反者は罰金刑に処せられる。）。しかし、市長が「特別規制区域の歴史的な環境を向上させるものと認められる」として許可を与える場合には、広告物を掲示することができる。

条例案の取りまとめに携わったB市の担当者Eによれば、この広告物規制の趣旨は、江戸時代に宿場町として栄えたC地区の歴史的な環境を維持し向上させていくためには、屋外広告物は原則として認めるべきではない、ということにある。また、Eは、「特別規制区域の歴史的な環境を向上させるものと認められる」かどうかは、当該広告物が伝えようとしているテーマ、当該広告物の形状や色などを踏まえて総合的に判断されるが、単に歴史的な環境を維持するにとどまる広告物は「向上させるもの」と認められない、と説明している。

第二に、特別規制区域内の路上での印刷物（ビラ、チラシ等）の配布は禁止される（違反者は罰金刑に処せられる。）。しかし、特別規制区域内の店舗の関係者が自己の営業を宣伝する印刷物を路上で配布することは禁止されない。これは、担当者Eの説明によれば、そのような印刷物はC地区の歴史・伝統に何らかの関わりのあるものであって、C地区の歴史的な環境を損なうとは言えないからである。

「B市歴史的環境保護条例」案のうち、表現活動を規制する部分の憲法適合性について論じなさい。なお、同条例案と屋外広告物法・屋外広告物条例、道路交通法などの他の法令との関係については論じなくてよい。

第1 広告物掲示の原則禁止

1 (1) B市歴史的環境保護条例(以下、「本条例」)は、特別規制区域内での新たな広告物掲示を原則として禁止し、違反者に対しては罰金刑による処分を規定している。

しかしながら、市長が「特別規制区域の歴史的な環境を向上させるものと認められる」として許可を与えた広告物については例外的に掲示が認められるところ、同要件は規範としての明確性を欠くものであって違憲とならないかがまず問題となる。

(2) 表現の自由に対し、罰則をもって規制する場合、ある表現物が規制の対象となるか否かは明確でなければならない(憲法31条、憲法21条)。かかる明確性の有無の判断については、通常的判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用をうけるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読み取れるかどうかによってこれを審査すべきと考える。

(3) 本件についてみるに、「特別規制区域の歴史的な環境」とあるところ、特別規制区域として想定されるC地区では、看板等の7割程度が街並みに違和感なく溶け込んだ江戸時代風のものであることからすれば、かかる要件に該当する表現物は同地区の美観に馴染んだ江戸時代風のものであることは明確といえる。しかしながら、「向上させる」ものか否かは、定量的に評価できるものではなく曖昧である。また、同環境を維持する程度の表現物であっても、複数存することで美観を向上させる場合もあることからすれば、「向上」を厳格に解するのであれば、適

用を受けるものかどうかの判断は不明確になるものといわざるを得ない。

したがって、「特別規制区域の歴史的な環境を向上させるものと認められる」という要件については、担当者Eの説明とは異なり、特別規制区域の歴史的な環境と関連し、維持する程度の広告物であっても同要件を満たすものと限定的に解釈すべきである。

(4) よって、同要件が、上記の通りに限定解釈される限りにおいては、本条例は明確性を欠くものとはいえない。

2 (1) 本条例は、特別規制区域での新たな広告物掲示を原則として全て禁止しているため、これが広告物を掲示する者の表現の自由(憲法21条)を過度に規制し、違憲とならないか問題となる。

(2) 表現の自由は、自己実現の価値と自己統治の価値を有する極めて重要な権利である。とりわけ広告物による表現は、自身の思想信条を住居の壁面に貼って伝えたり、自身の営業活動に関する宣伝等を店に置いたり等、比較的安価に自身の所有物を使って表現を伝達することができるので、重要な表現方法といえる。他方、本条例の規制態様は、一部の例外を除いて一律の規制であり、違反者には罰金刑まで課せられるものであって極めて強力な規制態様である。

なお、内容に着目した例外要件は存するものの、担当者Eの説明からすれば、C地区の歴史的な環境を維持し向上させていくためには屋外広告物は原則として認めるべきではないというのが本条例の主眼であるから、内容に対する規制とまではいえない。

(3) よって、本条例の憲法適合性審査に当たっては、目的が正当であり、かつ目的達成のためにより制限的でない他の選びうる手段がない場合に合憲となる審査基準によって審査すべきである。

(4) 本条例案の目的は、特別規制区域の歴史的な環境を維持し向上させることであるが、これは同区域住民の住環境を向上させたり、同区域の事業者の事業を促進したりする点で正当である。

しかしながら、本条例は、新たな広告物掲示を原則として一律に禁止している。これは前述の通り目的達成のためには屋外広告物自体が原則として認められないとの考えに基づくものであるが、現状のC地区を例に取れば、街並み全体に違和感なく溶け込んだ広告物は7割程度であって、全ての広告物が歴史的な環境を維持し向上させている訳ではなく、新たな広告物の一切を禁止したとしても、全ての広告物が歴史的な環境の維持向上に関わる訳ではない。そうであるとすれば、許可制や届出制によって、今後、新たに環境を壊すような広告物の掲示のみを規制すれば現環境の維持向上には十分であると考えられ、目的達成のためにより制限的でない他に選びうる手段があるといえる。

(5) よって、本条例の広告物に対する規制は違憲である。

第2 印刷物配布の原則禁止

1 本条例は、特別規制区域での印刷物配布を原則として全て禁止しているところ、印刷物を配布する者の表現の自由(憲法21条)を過度に規制し、違憲とならないかが問題となる。

2 この点、表現の自由の重要性は上述の通りであるが、印刷物配布は、

簡易かつ安価な表現手段であり万人が利用できる方法である。とりわけ、路上での印刷物配布は伝統的な思想流通の手段であって、地域外の者でも行える点で、思想表現の流通を活発にする重要な表現手段である。他方、本条例は、一部の例外を除いてかかる印刷物配布の全てを禁止し、罰金刑による処罰まで設けているのであるから、強い権利制限といえる。

3 よって、本条例の憲法適合性審査に当たっては、目的が重要で、手段が目的と実質的関連性を有する場合に、合憲となる審査基準によって審査すべきと考える。

4 本条例案の目的は、特別規制区域の歴史的な環境を維持し向上させることであり、とりわけ印刷物配布規制は、観光客を目当てとしてC地区の歴史・伝統とは無関係のビラが配られることへの規制であって重要である。

しかしながら、本条例案の印刷物配布規制は、特別規制区域内の店舗の関係者が自己の営業を宣伝する印刷物を配布することは許容しているところ、例えばC地区をみるに、掲示されている看板の3割程度は江戸時代風のものではないことからして、同地区内の店舗関係者の印刷物であれば必ずしも同地区の歴史・伝統に関係するとまではいえないし、他方で特別規制区域内の店舗の関係者以外が配る印刷物が、C地区の歴史伝統に関係しないとも断定できない。この点からすれば、本条例案の手段は、目的との関係で実質的な関連性を有さないと考える。

5 よって、本条例案の印刷物規制については違憲である。

以 上

A・Bゼミ 憲法（令和3年予備試験）レジュメ

第1 全体

- ・論点は割と明らかで、制約されている自由は表現の自由、制約の態様は、広告物掲示の原則禁止と、印刷物配布の原則禁止。このうち、広告物掲示の方は、明確性の問題にも言及できる。

この点、広告物掲示と、印刷物配布は、問題文でもはっきりと分けて（丁寧に段落まで変えて）説明してあるのだから、これはきっちりと分けて検討せよというメッセージだと受け取らなくてはならない。これをごっちゃに書くと、点数が伸びないはずである（形式上分けても、論じている内容が一緒なら、これもまた点数が伸びないと思われる。）。

- ・そうすると、広告物掲示禁止→明確性（論点①）、実質審査（論点②）、印刷物配布禁止→実質審査（論点③）と整理することができる。

...が、予備試験は70分しかない。これを全て綺麗に書くのは非常に厳しいところで、答案構成20分、論点①10分、論点②20分、論点③20分くらいの時間配分が現実的だと思うし、論述の量もこれに従って書くのが良いのではないかな。

- ・本問の事例は、倉敷や川越のようなイメージなのだと思う。条例は環境保護と銘打っているが、自然を残そうとかそういう話ではなく、観光地としての美観を維持したいという話で、もっといえば地域の中小規模事業者を保護する趣旨なのだろう。

そのため、本来ここでいう表現規制は、商業活動（広告活動）規制なのだと思うが、本問では対象が限定されていないので、政治的言論なども含む前提で解答することになる。

第2 論点①

- ・答案作成において、論点①は文面審査なので、つい前に持って来たくなるところだが、表現の自由の重要性等を論点②で書きたいので、論点②の後ろに持ってくるというのも一つかと思われる。

- ・論点①について、広告物掲示は原則禁止となり、罰金刑まで存在している。この点、例外要件である「特別規制区域の歴史的な環境を向上させるものと認められる」が曖昧ではないかという議論をすることになる。

規範としては、「通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読み

取れるかどうかによってこれを決定すべき」(最大判昭和50年9月10日・徳島市公安条例事件)を用いることになる。

- ・結論は色々あり得るところで、合憲限定解釈にもっていく方向性もありそうである(出題の趣旨)。

例えば、「向上させるもの」が曖昧なので、歴史的な環境を維持するようなレベルの広告物であっても、それが複数あれば数で環境が向上するようなケースもあり得ると思われる。そのため、歴史的な環境を維持するようなレベルまで OK と考えれば、その限度で合憲という考え方もあるであろう。

第3 論点②

1 審査基準

本条例は、広告物全般を制限(原則禁止)しているため、かなり強力な規制である。表現の自由の重要性を述べ、制限の強さについても言及する必要がある。

その上で、この条例が表現内容規制か内容中立規制なのかについては、多少論ずる必要があるであろう。例外要件に着目すると内容規制のようにも思え、実際にそのような論述も可能だと思われる。ただ、上述のように、この条例の主眼は、美観を害するような看板を出さないでくれという話なので、そのように考えると、内容中立規制と整理する方が自然なように思われる。

2 あてはめ

各自で立てた規範に沿うようにあてはめをして欲しい。目的審査においても、上述したように、歴史的な景観を保護することによって、地域事業者保護につながるという部分があるので、その点については言及して欲しい。

手段については、「歴史的な環境を維持・向上」のためには、広告物の原則禁止(＋刑事罰)まで必要なのか、広告の種類、大きさ、数量の制限をすることや、届出制＋行政指導等でも足りるのではないかなどということについて、既存の看板の7割が街並みに溶け込んだものであることや、看板掲示はその地域の者が行うものである可能性が高いこと等も踏まえて論じて欲しい。

第4 論点③

1 審査基準

印刷物配布では、いわゆる伝統的パブリックフォーラム論に言及すると、広告物掲示との差をつけやすいかもしれない。

印刷物配布と広告物掲示の差に悩んだ人は多いと思うが、問題文でも「広告物(看

板、立看板、ポスター等)」、印刷物「ビラ、チラシ等」とあるところ、基本的に広告物は当該地域の人間が出す可能性が高いのに対し、印刷物はその場所に来た第三者（当該地域住民では無い者）であっても出せるというのが一つの大きなポイントではないだろうか。

問題文中でははっきりしないところだが、論点①・②は、当該地域の住民や事業者がターゲットになっていて、論点③は当該地域外から来た者がターゲットになっているのだろうと思う（そのための例外要件だろう。）。この辺りの違いに言及できると、良い答案になると思われる。

また、内容規制か中立規制かという点は、論点②同様に検討をする必要がある。

2 あてはめ

目的審査は上述と同様であるが、「歴史的な環境を維持・向上」という目的との関係で、原則禁止・店舗関係者の営業広告は **OK** という手段が、関連性をきちんと有しているのかは検討する必要がある。店舗関係者の営業広告が、「歴史的な環境」を害する場合は無いのか（3割の事業者は溶け込んでいない。）、はたまた店舗関係者以外のものの印刷物で、「歴史的な環境」が向上する場合は無いのかという観点から検討をして欲しい。

以 上

2026 年 03 月 03 日 A ゼミ憲法

最優秀答案

回答者：T・R さん

第 1. 「B 市歴史的環境保護条例」案のうち、特別規制区域に指定された日以降に特別規制区域内で広告物を新たに掲示することを禁止する部分(以下「規制 1」とする。)は、憲法 21 条 1 項に保障される同区域内で広告を掲示する自由(以下「本件自由 1」とする。)を侵害し、法令違憲とならないか。

1. 21 条 1 項が保障する「表現」の自由とは、思想、情報を外部に発表し、他者に伝達する自由である。

本件自由 1 も、思想、情報を広告物によって外部に表明し、特別規制区域内の人に伝達する行為であるから、「表現」の自由の一態様として 21 条 1 項によって保障される。

2. そして、規制 1 は、特別規制区域内において特別規制区域に指定された日以降に広告物を新たに掲示することを罰金をもって原則禁止しているから本件自由 1 を制約している。

3. 広告物は思想・情報を掲示することにより、個人が自己の人格を発展させるものといえる。また、政治的表現は国民が言論活動により政治的意思決定に関与するという自己統治との結びつきが強く、民主主義の政治的基盤をなす表現の自由の中核をなすものである。

そして、かかる広告物を公衆の目に触れやすい場所、物件等に掲示することは、低廉な費用で永続的に広範囲の他人に極めて容易に意見や情報を伝達する効果を有するし、これに代わる代替的情報伝達経路が、表現者の負担や簡便性から考えられない点からも、極めて重要な権利といえる。

4. 対して、規制 1 は、特別規制区域内で、例外許可要件の充足を除き、一般広告物の原則全面禁止、という規制態様であり、極めて重大な制約のようにみえる。実際、規制 1 は、市長が「特別規制区域の歴史的な環境を向上させるものと認められる」として許可を与える場合には、広告物の掲示を認める規制であるため、当該区域内の歴史的な環境の向上の有無という広告物の表現内容に着目した規制の側面もある。

しかし、規制 1 は、「特別規制区域の歴史的な環境を向上させるものと認められるか」否かは当該広告物のテーマのみならず、当該広告物の形状や色などを踏まえて総合的に判断されるものとされているから、表現内容規制とは言えない。規制 1 は、特定規制区域に指定された日以降の、特定規制区域内という場所での、広告物の掲

示行為を規制するものであり、表現の時、場所、態様に着目した規制といえることから、内容中立規制といえる。

コメントの追加 [K11]: OK

そのため、規制の程度は相当程度重大である。

5. 違憲審査基準

しかし、以下に重大な権利とはいえ、表現の自由も絶対的無制限に保障されるものではなく、「公共の福祉」による必要かつ合理的な制限を受けることは憲法 12 条、13 条の規定からも読み取ることができる。

- (1) まず、形式的に正当化されるか。規制①の文言は明確性の原則に反しないか問題となる。

明確性の原則の根拠は、表現の自由の萎縮の防止にあるため、規定が明確かは通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるかどうか読み取れるかで判断する。

本件では、条令の「歴史的な環境」という文言は抽象的であるが、本件案は C 地区という江戸時代に宿場町として栄えた趣ある街に対して適用されるもので、看板の 7 割ほどが風景になじんでることが客観的に判定できるため、何が歴史的な環境に沿うか一般人から見て理解できると解する。

したがって、明確性の原則には反しない。

コメントの追加 [K12]: この指摘は正しいと思いますが、「向上させる」はどうでしょうか？

- (2) 次に、実質的に正当化されるか。

上記より、表現の自由という重大な規制に対する相当程度重大な規制態様に鑑みると、違憲審査基準は、やや厳格な LRA の基準を採用するのが相当である。具体的には、①立法目的が重要で、②立法目的を達成するための規制の程度のより少ない代替手段がない場合には合憲で、そうでなければ違憲とするべきである。

ア 規制①の目的は、C 地区の歴史的な環境を維持し向上させる点にある。C 地区では、観光客を目当てに、C 地区の歴史、伝統とは無関係のビラが路上で頻繁に配布されることによって歴史的環境が損なわれている現状に鑑みると、それを是正し、C 地区本来の価値を取り戻すことは今後の C 地区活性化にもつながることでもあり、C 地区全体にとって重要な目的である(①充足)。

イ 手段について、特別規制区域内での広告掲示を原則全面禁止することによって、上記目的は達成できるため、目的との関連性は認められる。

しかし、単に歴史的な環境を維持するにとどまる広告物も、規制 1 の例外的な許可要件のうちの「向上させるもの」と認められないとの規定は、上記目的達成との関係で、必ずしも必要なものではなく、歴史と無関係の広告のみを禁止すれば足りるから、この例外的許可要件は、過度な手段である(②不充足)。

6. したがって、規制 1 は「公共の福祉」の範囲内ではなく、21 条 1 項で保障される本件自由 1 への規制を正当化できないため、同条に反し、法令違憲となる。

第 2. 「B 市歴史環境保護条例」案のうち、特別規制区域内の路上での印刷物を禁止する

コメントの追加 [K13]: 少し読みづらいと感じました。要するに「向上」までは必要なのに、「向上」まで求めていることが過剰ということだと思うので、そう書いた方が良いと思います。

部分(以下「規制2」とする。))は、同区域内の路上で印刷物を配布する自由(以下「本件自由2」とする。憲法21条1項)を侵害し、違憲とならないか。

1. 上記同様、本件自由2も、21条1項に保障される。
2. また、規制2は特別規制区域内の路上において印刷物を配布することを罰金をもって規制しているから、本件自由2を制約している。
3. 本件自由2も自由1同様の性質を持つため、重大な権利である。
4. 規制2は、特別規制区域内の店舗関係者が自己の営業に関する印刷物を配布すること以外の配布物は禁止され、規制1と異なり、例外的許可要件もないため、規制の程度は、本件自由1よりも厳格であるように見える。また、自己の営業に関する印刷物だけが許容されるなど、内容規制のようにも思えるが、権力者に都合の悪い表現内容を規制したものではないことから、表現の場所に着目した内容中立規制であるととらえることができる。

よって、規制の程度は規制1と同様の程度であるといえる。

5. 違憲審査基準

したがって、規制1同様、LRAの基準で、「公共の福祉」による制約が正当化されるか判断する。

- (1) 規制2の目的は、規制1と同様に、特別規制区域の歴史的な環境の保全にあるといえ、重要なものである(①充足)。

- (2) 規制2は、特別規制区域内の店舗関係者が自己の営業を宣伝する印刷物を路上で配布することを禁止していないが、このような印刷物がC地区の歴史、伝統に何らかの関わりがあるとは限らない。

また、かかわりがあるとして、C地区の歴史的環境を損なわないとは認められない。

さらに、C地区の歴史、伝統にかかわりのない印刷物であっても、印刷物の外観などの工夫により、C地区の歴史的環境を維持することは可能であるため、目的達成のためのより制限的でない手段が存在する以上、②を充足しない。

6. よって、規制2も憲法21条1項に反し、法令違憲となる。

以上

コメントの追加 [K14]: 正しい指摘だと思います。

2026 年 04 月 22 日 B ゼミ憲法

最優秀答案

回答者：M・T さん

第 1 広告物掲示の原則禁止

1 B 市歴史的環境保護条例案（以下、「条例案」という）による特別規制区域内での広告物の新規掲示禁止は、広告物掲示の自由を侵害し違憲ではないか。

2 広告物の掲示は、表現活動の手段であり、「表現の自由」に含まれることから、憲法 21 条 1 項により保障される。

3 条例案は広告物の新規掲示を罰則をもって禁止しており、広告物掲示の自由に対する制約がある。

4 条例案には、市長が「歴史的な環境を向上させるもの」と認めれば広告物の掲示が許可されるとある。この文言は、明確性の原則に反し違憲ではないか。

（1）この点、明確性の原則の根拠は、表現の自由を規制する立法は、行政庁の恣意的な運用のおそれや表現の自由の萎縮的効果にかんがみ、明確な規定ではなければならないとする点にある。

そこで、通常の判断力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用をうけるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読み取れるかどうかによって決定するものと解する。

(2) 本間についてみると、江戸時代の宿場町として栄えた C 地区

の歴史的な環境を向上させる広告にあたるか否かは、当該広告物が伝えようとしているテーマ・当該広告物の形状や色などを踏ま

えて総合的に判断されるものである。この総合的判断は歴史的環境についての専門的な判断であり、通常の判断力を有する一般人の理解においてその基準を判断できるものではない。

(3) よって、条例案の「歴史的な環境を向上させるもの」という文言は、明確性の原則に反し違憲である。

5 仮に明確性の原則に反しないとしても、上記制約は実質的に正当化されないか。

(1) 表現の自由は、表現活動を通じて自己の人格を発展させるという自己実現の価値と、表現活動によって民主主義的意思決定に参与するという自己統治の価値から、重要な権利である。

コメントの追加 [K11]: そこまでのことが書いてあるわけではないので、何故、総合的判断をするには、専門的な判断が必要になるのかということを少し書けるといいと思います。

コメントの追加 [K12]: 看板特有の話にも触れられるといいと思います。人目に付きやすいとか、比較的安価であるとか。

(2) 条例案では、市長により例外的に許可されるものを除いて、特別規制区域内では新規の広告物掲示が全面的に禁止される。よって、規制態様は強いといえる。また、確かに特別規制区域内という場所に限定した禁止ではあるが、市長に「歴史的な環境を向上させるもの」と認められるか否かによって掲示の許可が左右されることから、表現内容に着目した規制といえる。

(3) そこで、目的が必要不可欠で、手段が必要最小限度である場合には、制約が正当化されると解する。

(4) 本間についてみると、目的は特別規制区域の歴史的な環境を維持し向上させていくというものである。住民にとって伝統ある町の環境を保存することは、郷土愛を育む意味でも重要であり、また、歴史的な町並みは観光客を呼び込む誘引でもあるので、経済的な必要性も大きい。そして、歴史的な環境は一度破壊

されると、修復することが困難である。よって、目的は必要不可欠であるといえる。

手段としては、確かに市長の許可があれば新規の掲示物も許されるが、歴史的な環境を「向上させるもの」と限定されている。歴史的な環境を保護するためには、殊更「向上させるもの」である

コメントの追加 [K13]: 良い記述だと思います。

必要はなく、環境を維持するような内容でも問題ないはずである。よって、歴史的な環境を向上させるもの以外を原則禁止とすることは、手段として必要最小限とはいえない。

(5) 以上より、本件における制約は実質的にも正当化されない。

6 よって、条例案の新規広告物掲示の原則禁止は、憲法 21 条 1 項に反し違憲である。

第 2 路上での印刷物配布の原則禁止

1 条例案による特別規制区域内の路上での印刷物配布の禁止は、同区域内で印刷物を配布しようとする者の印刷物配布の自由を侵害し、違憲ではないか。

2 印刷物の配布は、表現活動の手段であり、「表現の自由」に含まれることから、憲法 21 条 1 項により保障される。

3 条例案は印刷物の配布を罰則をもって禁止しており、印刷物配布の自由に対する制約がある。

4 では、上記制約は実質的に正当化されるか。

(1) 前述のように、表現の自由は、重要な権利である。

(2) 条例案は特別規制区域内の路上での印刷物配布を禁止する

コメントの追加 [KI4]: もう少し理由付けがあるとなお

良いです。維持するような内容でも、総量が増えれば、

全体として景観が向上し得る等。

コメントの追加 [KI5]: パブリックフォーラムや、印刷

物配布特有の説明があると良いと思います。

のものであり、表現の内容に着目したものではない。よって、表現内容に中立な規制である。しかし、特別規制区域内の店舗の関係者以外が印刷物を配布することは、罰則により全面的に禁止されており、市長の許可を得て配布することも許されていない。よって、規制態様は強度である。

(3) そこで、目的が必要不可欠で、手段が必要最小限度である場合には、制約が正当化されると解する。

(4) 本問についてみると、目的は、特別規制区域の歴史的な環境を維持し向上させていくという、広告物掲示の禁止と同じものであり、前述のように必要不可欠な目的といえる。

手段としては、確かに C 地区の歴史・伝統とは無関係な各種のビラが路上で頻繁に配布され、歴史的な環境が損なわれていた状況を改善するために、区域内の路上で印刷物配布を全面的に禁止するのは有効であるといえる。しかし、区域内の店舗の関係者は配布が許されている。区域内の店舗の関係者の配布物が C 地区の歴史・伝統に関わりのあるもので、それ以外の関係者が配布するのは関わりのないものであると考える合理的な理由はなく、広告物掲示の場合と同じく市長の許可を得る手段でも目的は達成でき

る。よって、必要最小限の手段とはいえない。

コメントの追加 [K16]: 良い指摘だと思います。

(5) 以上より、本件における制約は実質的に正当化されない。

5 よって、条例案の印刷物配布の禁止は、憲法 21 条 1 項に反し
違

憲である。

以上

評価：B+～A

権利の重要性に関しては、もう少し厚く書いた方がいいと思います。それ以外については、必要なことは概ね書かれていますし、あてはめについてはよく考えて書かれていて好印象でした。合格が狙える答案といってよいと思います。